令和2年度事業計画

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によりかつてない苦境に立たされており、特に、中小企業の多くは事業の継続すら危ぶまれる状況にある。今こそ、中小企業支援の担い手である税理士がその職能を最大限に発揮する時であり、本会は、そのための施策を挙会一致で進め、わが国企業の99%を占める中小企業の継続と発展を支えていく。

また、新型コロナウイルス感染症は、本会会務運営のあり方にも大きな変革を迫ることとなった。 Web会議をはじめとするICTの更なる活用など、安定した会務運営のための基盤整備を速やかに 進めるとともに、税理士会会員への支援策並びに本会及び税理士会会務の抜本的見直しについて検討 を進める。

近年、デジタル手続法の施行や国税庁における「スマート税務行政」構想など、納税環境や社会環境のデジタル化が急速に進展している。また、税制の複雑化や税理士の業務に関連する制度の多様化も著しい。こうした変化に対応するため、絶えず税理士の資質の向上を図るとともに、税理士の業務の高度化を図る必要があり、そのための施策を強力に推進する。

税理士試験の受験者数が減少傾向にあり、税理士制度の未来への危機感が高まっている。次代の税理士制度を担う者を育成すべく、職業としての税理士の魅力を訴求するなど、若者が税理士を選択するための施策を着実に実施していく。

税理士の職能は、社会のあらゆる場面で必要とされている。税制改正に関する建議はその最たるものであり、税務に関する専門家として税制や税務行政の改善進歩に資する意見を表明し、税理士の社会的使命を果たしていく。さらに、成年後見制度などの公益活動に参画することを通じて社会に貢献することも重要であり、その後押しを継続していく。

これらの課題に的確に対処していくためにも、税理士法改正に向けた検討を加速させ、納税者からの一層の信頼に応え、広く国民から理解される税理士制度を確立していかなければならない。

本会は、以上の基本方針の下、税理士制度が社会にとって必要不可欠な存在であることを示すため に、令和2年度において、次の14の施策を柱として積極的な活動を展開する。

<重点施策>

- 一 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、中小企業の経営支援に資する施策を挙会一致で講ずるほか、ICTの活用等による税理士会会員への支援策並びに本会及び税理士会会務の抜本的見直しについて検討する。
- 二 国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度の更なる確立を目指し、税理士法改正に向けて具体的 な施策の検討を進める。
- 三 国民の税理士制度への理解を深めるため、対外広報を強化するとともに、若者が税理士に関心を持つための施策を講ずる。
- 四 税制及び税務行政等の改善進歩に資する提言及び建議を行う。

- 五 本会が行う事業承継サイトの普及を推進する。
- 六 研修内容の充実及びマルチメディア研修の推進など受講機会の拡大に係る施策を進めるとともに、「登録時研修」の受講義務化に向けた検討を進める。
- 七 租税教育等の普及、推進及び充実を図る。
- 八 社会保障・税番号制度における情報連携及びマイナポータルの利活用に向けた施策を推進すると ともに、税理士の業務の環境整備を図る。
- 九 電子申告・電子納税制度の発展及び利便性向上に向けた施策を推進する。
- 十 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚を図るとともに、非税理士による税理士法 違反行為の排除に努める。
- 十一 独自事業を中心とした税務支援事業の定着を図るとともに、受託事業及び協議派遣事業について適切に対応する。
- 十二 書面添付制度の普及・定着を図るための施策を推進する。
- 十三 税理士の成年後見制度への参画を促進するほか、地方公共団体に対し外部監査人及び監査委員 等への税理士の登用を働きかけるなど、公益活動について積極的に取り組む。
- 十四 大規模災害に際し必要な施策を的確かつ迅速に対応する。

<各部・委員会等事業>

1 総 務 部

- (1) 各部、委員会との連絡調整に努め、円滑な会務運営を図る。
- (2) 事務局の効率的運営を図るとともに、会務運営に係る関係諸規程の整備を行う。
- (3) 個人情報及び特定個人情報等に関し、他の分掌機関と連携し適正な保護・管理に努める。
- (4) 税理士職業賠償責任保険制度等の改善合理化を図る。
- (5) 税理士及び税理士法人に関する情報の適正な管理に努める。
- (6) 会館の適正な管理・運営に努める。
- (7) 税理士会の紛議調停制度の連絡調整を行う。
- (8) 税理士会、関連団体及び関係諸機関との連絡調整に努める。
- (9) 表彰制度の合理的運営を図る。
- (10) 業界功労者の栄典を推進する。
- (11) 災害発生等緊急時における諸対策を引き続き検討する。

2 財 務 部

- (1) 予算の適正な執行の監理を行う。
- (2) 健全な財務体質の確保を図る。
- (3) 各種事業に関し、適正な資金計画を策定する。
- (4) 本会が保有する資金の保全を図る。
- (5) 税理士会及び税理士会の支部における滞納会費徴収整理事務について、税理士会と連絡調整を

行う。

(6) 大規模災害発生時の緊急支出に備える特定資産について、計画的な積立を行う。

3 広 報 部

- (1)機関紙「税理士界」を発行する。
- (2) 税理士のイメージ向上、税理士会の活動のPR等のための対外広報活動を行う。
- (3) 若年層に対して、税理士の職業認知度を上げるための対外広報活動を行う。
- (4) ホームページの充実を図る。
- (5) 対外広報ツールを企画・制作する。
- (6)「税理士記念日」行事及び「税を考える週間」参加行事を企画実施する。
- (7) パブリシティ活動を進める。
- (8) 広報活動の一層の充実を図る。

4 制 度 部

- (1) 次なる税理士法改正に向けて、税理士法に関する研究を進めるとともに、改正すべき論点を整理する。
- (2) 税理士制度及びこれに関連する諸制度の検討を進める。
- (3) 各国の税理士及び職業会計人制度とわが国の制度との比較研究を進める。

5 調査研究部

- (1) 税制及び税務行政の改善整備に関する建議書を作成するとともに、関係諸機関との折衝等を進めその実現に努める。
- (2) 税務行政手続の整備についての調査研究を進める。
- (3) 諸外国の税制及び税務行政を調査し、わが国の制度との比較研究を進める。
- (4) 税理士業務に関連する会計制度、会社法制、IFRS等について調査研究を進める。
- (5)「公開研究討論会」を企画実施する。
- (6)「日税研究賞」を公益財団法人日本税務研究センターと協議のうえ企画実施する。
- (7) 税制審議会及び公益財団法人日本税務研究センターとの連携を図る。

6 業務対策部

- (1) 税理士の職域の確保・拡充を図るため税理士会会員の業務改善に関する諸施策について検討する。
- (2) 税理士の業務に関する専門家責任を実現する観点から、業務水準の向上方策を周知するための施策を講じる。
- (3)情報通信技術の発達による様々な就労形態の変化等を踏まえ、税理士の業務とテレワークについて検討を進めるとともに、税理士事務所の内部規律及び内部管理体制の適切な構築を図るための施策を講じる。

- (4) 所属税理士制度の適切な運用を図るための施策を講じる。
- (5) 税理士法第41条に規定する帳簿(業務処理簿)の作成義務の周知徹底を図るための施策を講じる。
- (6) 国税庁と協議のうえ、書面添付制度の普及・定着を一層進めるための施策を講じる。
- (7) 関係団体との緊密な連携のもと、税理士会員のための税務相談事業を実施する。
- (8) 災害対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。
- (9) 社会保障・税番号制度に伴う税理士の業務の環境整備に係る施策等を実施する。

7 研 修 部

- (1) 研修の受講義務化を踏まえ、研修内容の充実及び受講機会の拡大に向けた施策を講ずる。
- (2)「全国統一研修会」を企画実施する。
- (3)「登録時研修」を企画実施するとともに、受講義務化に向けた検討を進める。
- (4)マルチメディアを利用した研修(税理士会等から提供される研修も含む。)の普及拡大に向けた 施策を講ずるとともに、その周知に努める。
- (5) 研修関係諸規則の周知に努める。
- (6) 研修受講管理システムの円滑な運用を図る。

8 税務支援対策部

- (1)独自事業、受託事業及び協議派遣事業の定着を図るとともに、独自事業のあり方について検討を行う。
- (2) 受託事業のあり方について、国税当局との協議を進める。
- (3) 税務支援における電子申告及び特定個人情報について適切に対応する。
- (4) 税務関連諸団体との協調関係を促進するため、これら団体及び関係官庁との間で協議を積極的に進める。
- (5) 税理士法第50条(臨時の税務書類の作成等)問題に関する対策を進める。
- (6)「特設の会場で行う税務相談」の適正・円滑な実施のための対策を進める。
- (7) 当部事業に関連した職域侵害への防止対策を講じる。
- (8) 離島支援事業及び離島対策費のあり方について検討する。
- (9) 災害に係る税務支援施策について適切に対応する。

9 綱紀監察部

- (1) 税理士の倫理の高揚及び品位の向上を図る。
- (2) 所在不明確認調査に関する規則等の適正な運営を図る。また、調査の事務処理を行うとともに、 税理士会との連絡調整を図る。
- (3) 税理士法第52条違反行為の排除に関する方策を講じる。特に、広域的な事案に対し税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (4) 名義貸し行為(税理士法第37条の2) の未然防止に関する方策を講じる。

- (5)綱紀保持に関する国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を推進する。
- (6) 税理士会又は支部の会費を滞納する者に対する懲戒処分手続きに係る規程等の整備を行う。
- (7) 税理士の業務広告(特にインターネットによるホームページ等)について税理士会との連絡調整を図るとともに、比較広告等を行う周旋業者の利用に関する指針について検討する。
- (8) 会則第73条に規定する税理士会の会員の不服申立てを処理する。
- (9) 税理士が主宰する会計法人及び税理士法人に併設される会計法人に係る問題点及びその対応策を検討するとともに、その適切な運営について、税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (10) 事務所の内部規律等の整備のために必要な方策について検討するとともに、情報機器を使った 二箇所事務所等の税理士法違反行為について、対応策を検討する。

10 登録調査部

- (1) 登録申請書の調査を行い、その結果を登録審査会に報告する。
- (2) 各税理士会との連携を図り、登録調査事務の適正化及び統一化に努める。
- (3) 税理士証票の定期交換事務を的確に進める。
- (4) 登録業務ネットワーク (個人情報の保護を含む。) の適正な運営を図る。
- (5) 税理士の登録事務の改善整備を図る。
- (6) 税理士法人の届出に関する事務の適正な運営を図る。

1 1 公益活動対策部

- (1) 地方公共団体外部監査制度及び監査委員制度について、地方自治法改正及び監査制度見直しの動向を注視し、地方公共団体に対して税理士の登用要請を積極的に行うとともに、地方公共団体の監査制度研修を実施する。さらに、当該研修の運営方法等の見直しについて検討する。
- (2) 政治資金監査制度について、税理士の登録政治資金監査人への登用要請を積極的に行うとともに、「政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)」及び「政治資金監査に関するQ&A」の改定内容等に沿って政治資金監査に関する研修を実施する。
- (3) 非営利法人について、特に、NPO法人及び社会福祉法人の活動を支援する税理士のための諸 施策を講じる。さらに、地方独立行政法人等に対する税理士の監事への登用推進方策を検討する。
- (4) 行政不服審査法に規定する審理員及び第三者機関の委員に税理士の登用を積極的に地方公共団体に要請するとともに、行政不服審査法に関する研修を実施する。
- (5) 公益的業務に関し、税理士会との連絡調整を図るとともに、公益的業務に関する様々な職務に 就く税理士の従事状況調査を実施し、支援方策等について税理士会と連携して支援する体制を検 討する。
- (6) 政策担当秘書制度に関する諸施策を実施する。

12 租税教育推進部

(1) 租税教育等のあり方を研究し、その充実を図る。特に租税教育講義用テキストの普及や活用方法等について検討する。

- (2) 租税教育関係省庁等との連携により、効果的な租税教育等を推進する。
- (3) 税理士会租税教育担当者の情報交換の場を設ける。
- (4) 大学に「寄附講座」を開設し、健全な納税者意識を持つ国民を育成し、併せて国民に対し税理 士制度の周知を図る。
- (5)「教員養成大学への寄附講座」を開設し、教員養成大学と連携して租税教育等を担う教員の養成 を推進する。

13 国 際 部

- (1) アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (AOTCA) との連携、協調を図るととも に、将来の恒久的事務局の設置を見据え、同協会の事業活動に対し積極的に支援・参加する。
- (2) 国内外における研修会、コンベンション等を通じ、諸外国に対しわが国の税理士制度の紹介に 努め、税務専門家制度の確立及び発展に寄与する。
- (3) 諸外国の関係諸機関及び諸団体との交流促進を図る。
- (4) 諸外国の税制及び税務専門家制度に関する情報収集に努める。
- (5) 一般社団法人日税連税法データベース (TAINS) と連携し、諸外国の税制及び税務専門家制度に関する情報並びに日税連・税理士会の国際関係事業の発信に努める。
- (6) 税理士会における国際交流事業への対応について、連絡、調整を進め、必要な支援を行う。
- (7) 外国語版ホームページ等諸外国向け広報ツールの充実を図る。
- (8) 国際税務情報研究会等との連携を図る。

14 中小企業対策部

- (1) 税理士会の会員が行う中小企業支援に係る業務の推進を図るため、研修会を実施する等、周辺環境整備に努める。
- (2) 各税理士会の行う事業承継サイトの周知・普及に資する施策を積極的に講じる。
- (3) 中小企業庁等との緊密な連携のもと、中小企業支援施策に協力する。
- (4) 会計参与制度の普及・推進を図るため、所要の方策を講じるとともに、「会計参与の行動指針」について、日本公認会計士協会と協議を行う。
- (5)「中小企業の会計に関する指針」(チェックリストを含む。)及び「中小企業の会計に関する基本要領」(チェックリストを含む。)の普及定着を図るため、所要の対策を講じる。
- (6) 災害対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。

15 事 業 本 部

- (1) 税務、会計、経営及び法律に関する図書類の監修、編集、刊行及び推薦に関する事業を実施する。
- (2) 前記の図書類の販売促進について、日本税理士協同組合連合会との連携を図る。
- (3) 税理士会員章略章等の作成頒布を行う。

16 会務制度委員会

- (1) 組織機構及び運営制度の改善合理化を図る。
- (2) 会則その他諸規則等の整備改善を図る。
- (3) 税理士会の会則変更に関する意見を立案する。
- (4) 税理士会の組織運営に関する制度の調査研究を進める。

17 情報システム委員会

- (1) 電子申告・電子納税制度の発展及び利便性向上に寄与するための施策を関係諸機関と折衝しつ つ、推進する。
- (2) 税理士用電子証明書の円滑な取得と利用について検討するとともに、第五世代電子証明書の発行に向け、手続きの整備を行う。
- (3)社会保障・税番号制度における情報連携及びマイナポータルの利活用に向けた施策を推進する。
- (4) 税理士の業務の情報化に関する調査研究を行う。
- (5) 会務を円滑に遂行するために必要な情報基盤の整備に関し検討を行い、他の分掌機関に対し情報提供を行う。
- (6) I C T 関連情報について関連官公署・諸団体と連携を取りつつ情報の活用について検討を行う。
- (7) 一般社団法人日税連税法データベースとの連携を密にし、同社団が運営する税理士情報ネットワークシステム(TAINS)について会員への情報提供を行う。

18 法対策実行本部

税制改正問題、規制改革問題、税理士制度改革問題等についての対応策を樹立し、その実現に向けて強力な運動を推進する。

19 日税連成年後見支援センター

- (1) 各税理士会成年後見支援センターへの業務支援及び連絡調整を行う。
- (2) 成年後見業務従事者に関する情報を収集し、管理体制を構築する。
- (3) 成年後見制度に関する研修等の企画及び運営をするとともに倫理指導に関する施策を講じる。
- (4) 成年後見助成金制度を適正に運営する。
- (5) 成年後見賠償責任保険を適正に運営するとともに、更なる充実に向けて、検討を進める。
- (6) 成年後見制度及び信託等関連する諸制度に関する調査及び研究を行うとともに、成年後見制度 の利用の促進に関する法律に基づく各種施策に対応する。
- (7) 成年後見制度に関する行政・司法機関及び各種団体との連絡調整を行う。
- (8) 税理士による成年後見制度に係る取り組みについて、国民への周知を図る。
- (9) 日税連成年後見支援センターホームページを適切に運用するとともに、会員・国民へ成年後見制度に関連する情報提供を行う。

20 税制審議会

税制、税務行政及び税理士制度に関する会長諮問について審議し、その結果を答申する。

2 1 国際税務情報研究会

- (1) 諸外国の税制、税務専門家制度、税務行政に関する情報の収集等に基づく調査研究を行う。
- (2) 国際部と連携し、諸外国の税務関係機関及び団体との交流事業の支援を行う。
- (3) 調査研究に係る成果について、関係分掌機関等へのフィードバックを行う。

22 税理士制度調査会

(活動休止中)

23 総合企画室

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、税理士会会員への支援のあり方並びに本会及び税理士会における会務のあり方について、関係分掌機関と連携を図りつつ検討する。
- (2) ICTを活用した情報管理事務等の効率化・高度化について研究する。
- (3) 会務に必要な情報、資料の収集、分析及びその活用を図る。
- (4) 中長期の基本施策の調査研究を進める。
- (5) 税理士法改正に向けて具体的な施策の検討を進める。
- (6) 男女共同参画社会に向けた取組みについて検討する。
- (7) 緊急を要する重要事案の対応策を講じる。